

# 第22次東京都消費生活対策審議会 第2回部会

平成24年8月20日(月)  
東京都庁第一本庁舎33階 特別会議室N3

午前9時56分開会

池本部長 それでは、どうもお暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

時間前ではありますが、「消費生活対策審議会」の第2回部会をこれから開催したいと思います。

最初にまず、事務局から定足数、配付資料の確認をお願いできますか。

企画調整課長 おはようございます。企画調整課長の吉村でございます。

本部会は、委員7名で構成されておりますが、本日は残念ながら、吉川委員が急遽御欠席ということで、6名の委員に御出席いただいております。消費生活対策審議会運営要綱第8による、委員の半数以上の出席という定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、この部会は、運営要綱第11により、公開の扱いにさせていただきたいと思っております。また、議事録についても公開する予定でございますので、御了承ください。

次に、本日お配りしております資料を確認させていただきます。

資料1、部会委員名簿でございます。

資料2、部会書記名簿でございます。

資料3、中間のまとめ（案）でございます。

資料4、東京都消費生活基本計画の改定（体系の変更点）でございます。

その他参考資料といたしまして、前回の部会で御依頼のありました、まず、参考資料が2008年版「国民生活白書」の抜粋。参考資料が消費者教育推進法の条文です。これは成立前に入手したものでございますので、「案」が付いておりますが、条文でございます。参考資料が現在の基本計画に掲載されております具体的施策の一覧でございます。

不足している資料がございましたら、お知らせください。

池本部長 よろしいでしょうか。

資料について過不足がなければ、審議に入りたいと思います。

前回皆さんからお出しいただいた議論を踏まえて、中間のまとめ（案）ということで、資料3として配付していただいております。

まず、事務局から要点を説明願います。

企画調整課長 御説明させていただきます。

資料3の基本計画の改定についての中間のまとめをごらんください。

こちらの中間のまとめ（案）は、前回の部会で御議論いただきました、たたき台の資料をベースに作成したものでございます。これまでの総会、部会で委員からいただきました御意見で、現時点ではまだ反映できていないものもございまして、本日の御議論も踏まえまして、次回の案にどのように盛り込めるか検討したいと思いますので、その点は御容赦いただければと存じます。

それでは、1ページ、第1章「計画の基本的な考え方」でございます。

前回の資料からの主な修正箇所には下線が引いてございますが、主な修正点を中心に説明させていただきます。

まず、1の「基本理念」につきましては、前回の案に、この間の社会情勢の変化についての認識ですとか、前回の部会でいただきました御意見を受けまして、消費者の権利の確立、消費者市民社会といったキーワードを織り込みまして、記述の充実を行ったところでございます。

なお、「消費者市民社会」という言葉の定義でございますが、事前にお送りした案から変わっておりまして、先ごろ成立いたしました消費者教育推進法での定義を用いるように修正をいたしました。また、本日、参考資料 でお配りしました2008年版「国民生活白書」の冒頭の部分にこの概念がわかりやすく書かれておりますので、それを参照していただくように、2ページ目の冒頭で記述をしたところでございます。

2ページの最後には、4の「計画の実効性確保」といたしまして、これは現在の計画にも書かれているものですが、「消費生活対策審議会は、毎年度当初に、各施策・事業について、都民にどれだけ役立ったかという視点から事業実績を確認・評価して、都に対して意見を述べる。都はこれらを尊重し、施策・事業に反映していく」との考え方を追加いたしました。

1枚めくって、3ページをごらんください。第2章「消費生活の現状に対する基本認識」でございます。

冒頭の下線部でございますが、前回の部会で、都がこれまで進めてきた取組についても書き込んだ方がいいとの御意見をいただきましたことを受けまして、概要について追加をいたしました。

5ページをごらんください。

中ごろの(3)不適正な表示につきましては、前回の案では、もう少し後ろのページに書いてあります「商品やサービスに関する様々な不安」という項目の中に入れていたのですが、内容の整理をいたしまして、1の「横行する悪質商法と深刻な消費者被害」の項目の方に移しました。

併せまして、下線部の3行のところは、前回の案では、5ページの下に書いてあります(4)のインターネットの項目に入っていたのですが、こちらも内容的に整理をした方がいいと事務局の方で考えまして、(3)の方に移して記述をしたところでございます。

5ページの最後のところには、インターネットに関する現状認識として、最後の3行の部分を追加させていただきました。

また少し飛びまして、8ページをごらんください。

(1)消費者教育の下線部につきましては、前回の部会での御意見を受けまして、体系化が非常に重要であるということで、「体系的な消費者教育」というキーワードを入れた上で記述の修正を行ったところでございます。

その次、9ページをごらんください。

3の「商品やサービスに関する様々な不安」という項目ですが、図5の上の下線を引きました3行については、前回の部会などで、リスクアセスメントやリスクコミュニケーションの重要性に関する御意見を委員からいただきましたので、「消費者、事業者、行政等の間で情報共有や意見交換」に関する記載を追加いたしました。

10ページの(2)につきましては、同じく前回の部会で、原発事故以降、放射性物質への対策が重要課題となっているとの御意見をいただきましたので、それも踏まえて文言の修正を行いました。

次の11ページをごらんください。第3章「重点施策」でございます。

4つの重点施策の箇所にそれぞれ「具体的な施策の例」として丸印だけが書いてありますが、本日の部会での御議論も含めまして、これまでに委員からいただいた御意見を踏まえて、事務局の方で検討いたしまして、次回の部会では、こちらに施策の案をお示しいと考えております。

なお、2の「消費者教育の推進」の箇所につきましては、先ほどの説明と同様になりますが、「体系的」という言葉を入れて修正を行いました。

次の12ページをごらんください。

3の項目名ですが、前回の案では「消費者情報の戦略的な収集と発信」としておりましたが、「消費者情報」という言葉は何を意味しているか少しわかりにくいといった御意見をいただきましたので、その際に委員の方から御提案いただきました「消費生活に関連する情報」という言葉に修正をいたしました。

次の13ページをごらんください。

この第4章は、前回のたたき台の案にはなかった、新しく加わった部分でございます。この章では、5つの政策課題ごとに取組の方向性を定めております。(1-1)と14ページの方に書いてございますが、番号を振ってございますのが取組の方向性でございます。この章の最初では、改定後の計画の体系を図で示させていただきました。

13ページの重点施策と14ページの政策課題、また、取組の方向性の関係につきましては、前回の部会でもわかりにくいといった御意見をいただきました。今日は申し訳ありません、対応できていないのですが、次回の案ではそれぞれの対応関係を明記することなどによりまして、わかりにくさを少し解消できないか検討していきたいと考えております。

次の15ページをごらんください。

このページ以降では、5つの政策課題につきまして、現状、課題と取組の方向性を記載しております。第3章の重点施策の箇所と同様に、取組の方向性の下に「具体的な施策の例」の欄がございますが、次回の案では、こちらに施策の案を追記してお示しいとと考えております。

なお、御参考までに、今日、参考資料として施策名の一覧の資料を付けさせていただきますけれども、こちらは現在の計画に基づきまして実施している施策の一覧でござ

ざいます。

資料の方にお戻りいただきまして、先ほど第2章のところ、前回の部会での御意見を受けて、都のこれまでの取組についても、成果というか、評価ということで、追記した方がいいという御意見を踏まえまして、若干の追記をしたのですけれども、この箇所でも政策課題ごとにそれぞれ実績に関する記述をしていきたいと考えております。本日は間に合わず申し訳ありませんが、次回部会では、簡単にそれぞれ成果を入れ込む形でお示しをしたいと考えております。

それでは、政策課題ごとに概要を説明させていただきます。

まず、15ページの「消費者被害を防止し、救済を図る」では、消費生活の安定には、まず、悪質商法による消費者被害の防止が求められること。特に、高齢者の被害が増加傾向にあり、被害金額も大きいため、高齢者の生活を脅かし、社会全体に与える影響が大きいことから、被害防止の取組が欠かせないこと。また、若者など社会経験の乏しい消費者を狙った悪質な商法も数多く見受けられ、効果的な注意喚起が重要であることなどを記載しております。

これに対する取組の方向性としては、(1-1)「消費者被害の防止」、(1-2)「消費者被害の救済」の2つを挙げております。

17ページをごらんください。

政策課題2「悪質事業者を市場から排除する」では、悪質な事業者に対する取締りの徹底。問題のある事業者に対する指導の徹底とともに、事業者の法令を遵守した事業活動や、消費者保護に向けた取組の推進。また、事業者団体や民間自主規制機関との連携等により、悪質事業者を社会全体で排除していく機運の醸成を図っていく必要について記載をしております。

これに対する取組の方向性として、(2-1)「取締りの徹底」、(2-2)「適正な指導等」の2つを挙げております。この(2-1)の項目名についてでございますが、前回説明させていただきました計画の改定後の体系に関する資料のところ、「取締りの強化」という表現を使っていたのですが、その際に、委員の方から、現在の計画でも同じ表現を使っていて、今後も取締りを更に強化していく趣旨なのかどうかわかりにくいといった御意見をいただきましたので、表現を「取締りの徹底」と改めました。

17ページの最後の3行につきましては、下線を引いていないのですけれども、前回の部会でコンプライアンスの重要性について委員から御意見をいただきましたので、この3行を記載しております。

次に、19ページをごらんください。

政策課題3「商品やサービスの安全・安心を確保する」でございます。ここでは(3-1)～(3-7)まで商品・サービスやインターネット関連の記載、価格変動への対応など7つの取組の方向性を挙げております。

(3-2)の項目名でございますが、現在の計画では「インターネット等電子商取引に

おける安心の確保」となっておりますが、第2回の総会で委員から、この項目の中で架空・不当請求への対応なども扱っております、ここの項目で扱うべきものは、電子商取引だけではないだろうという御意見をいただきましたので、その際に委員から御提案をいただきました「インターネットの普及拡大に伴う安心の確保」という表現をそのまま使わせていただきまして、修正をいたしました。

また、21ページをごらんください。

(3-6)の項目名でございますが、前回「生活関連商品や」という部分が入っていませんでしたけれども、総会や部会で、消費税の引き上げなどもあり、価格動向を注視する必要があるのは資源エネルギーだけではないといった御意見をいただきましたので、冒頭に「生活関連商品」といった文言を加えたところでございます。

次に、22ページをごらんください。

政策課題4「『自ら考え行動する』消費者になるよう支援する」でございます。ここでは、消費者を取り巻く状況が日々変化中、一人ひとりの消費者が消費生活に関する知識を身に付けるための消費者教育や消費生活に必要な情報の効果的な発信が必要との認識の下に(4-1)「効果的な情報の発信」、(4-2)「消費者教育」など4つの取組の方向性を挙げております。

23ページをごらんいただけますでしょうか。

現在の計画では、(4-4)の後に(4-5)としまして「食に関する持続可能な社会の実現」という項目がありますが、内容的に(4-4)と重なる部分がございますので、取組としては勿論継続をするのですが、項目としては整理をしたらどうかと考えまして、1つにまとめて記載する案にしております。

24ページをごらんください。政策課題5「多様な主体との連携を進める」でございます。

ここでは、消費者が直面する様々な課題解決のためには、消費者・消費者団体をはじめ、多様な主体との連携強化が重要であることから(5-1)～(5-5)まで5つの取組の方向性を挙げております。

下の方の(5-2)につきましては、現在の計画では「消費者との協働の推進」としてありますけれども、現在も消費者団体との協働を進めておりますので、それを明記した方がよいとの部会委員からの御意見をいただきましたので、「消費者・消費者団体との協働の推進」と改めさせていただきます。

25ページでございますが、(5-3)につきましては、現在の計画にはない新たな取組の方向性として付け加えたものですが、前回の部会で、事業者団体だけではなく、規模の大きい事業者などへの働きかけも必要であるとの御意見をいただきましたので、「事業者団体等」と修正をいたしました。

また、(5-5)につきましても、現在の計画にはない新しい取組の方向性でございますので、法改正に関する国への働きかけなどについて記載をしております。

なお、前の24ページに少しお戻りいただきまして、政策課題5のタイトルでございますが、現在の計画では、政策課題5は「消費者の意見や考えを行政や事業者の活動に活かす」といったタイトルになっておりますが、今回の中間のまとめ(案)では、新たに項目を追加しました事業者団体等や国との連携も含めまして、より多くの主体との連携について記載をしていくと考えておりますので、タイトルを修正しまして、「多様な主体との連携を進める」という案にさせていただきました。

資料3については以上でございます。

A3横の資料4でございますが、こちらは、前回の部会でもお配りしました計画の体系図の修正案でございます。下線部が現在の計画との変更点でございます。修正の趣旨につきましては、今、資料3の説明の中で申し上げたとおりでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

池本部会長 ありがとうございます。

さて、今日の審議の獲得目標というか、何を審議するかの再確認ですが、前回御意見をいただいたのを踏まえて、中間のまとめ(案)が提示されました。まずは、この基本的な方向性についてこの記述で十分であるかどうか、過不足について各章ごとにまた御意見をいただきたいと思っております。

第3章、第4章の施策のところでは、「具体的な施策の例」はまだ空欄になっていて、次回に事務局から提示を受けて、また踏み込んで議論を、これを足すとか意見をいただくのですが、先ほども資料として紹介がありました参考資料 あるいは別冊で基本計画が提示されておりますが、もし今日の議論で時間が後半残るようであれば、具体的施策についても、現行の施策を参考にしながら、こういう項目があった方がいいのではないかとか、この点は引き続きもっと強化すべきであるとか、その辺の各論の意見も少し先取りして議論をしていただく時間がとれればと思っております。

ですから、まず、前半での議論では、「具体的な施策例」は後回しにして、まずは記述されている中身についてこれでよろしいかどうかを各章ごとに少し確認的に進めたいと思っております。

それでは、第1章、1~2ページ、分量は少ないですが、一番基本になる部分ですから、この部分からまず、皆さんから御意見をいただければと思っております。

いかがでしょうか。

どうぞ、上村委員。

上村委員 前回議論になりました「消費者市民社会」という言葉をきちんと入れていただいたのは大変ありがたいと思っております。また、消費者教育推進法が可決成立いたしました。文章の中からきちんとここに入れていただけることはちょうどどのタイミング、消費者教育推進法ができて、消費者市民社会を地域からどう進めていくかという先進事例として後の都道府県が倣うことができるいいことだと思っております。ありがとうございます。

池本部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

せっかくですから、今の御発言を受けまして、参考資料をお目通しいただければと思うのです。参考資料が「国民生活白書」。政府関係の文書で消費者市民社会という言葉が正面から提起されたのはこれが最初というか、一番しっかりしたものだと思いますが、その1ページ辺りに「消費者市民社会への転換」という見出しのところに「消費者市民社会」の考え方として「個人が、消費者・生活者としての役割において、社会問題、多様性、世界情勢、将来世代の状況などを考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味している」と。その後更に縷々書いてある、こういった定義づけがまずある。

通し番号の2ページの下「消費者市民社会実現に向けて意識を行動に」というところにも、消費者・生活者の役割が2つある。1つは、経済主体として、費用対効果などをしっかり見極めて企業、商品、サービスを選択するのだと。それによって公正な市場が生まれるという観点と、「次に」というところに、社会を変革していく主体として消費者・生活者の役割も重要である。社会問題の解決とか困窮者への支援とかつながりの重視といった社会的価値行動が重要なのだということが指摘されています。

私はもっともっと大事だと思うのは、4ページ、上から10行ほど行ったところ。まず、6行目に「消費者市民社会は心のゆとりと成熟した社会をもたらすものでもなければならぬ」から始まって、少し下に「消費者市民社会は『消費者市民』が多い程、社会を変える力が増すとはいえ、困窮者や高齢者などに鞭打って『主体的役割を果たせ』という社会でもない。事業者や行政の役割を回避するものでもない。むしろ『消費者市民』がやさしい眼差しを持って一般的な消費者・生活者と連帯し、また企業で働く人も消費者・生活者の視点を持って事業活動を見直し、社会構造を良くしていく社会でもある」。私はこの部分が一番本質的なことを記述してあるのかなと。つまり、事業者も行政もそれぞれ役割を持つし、消費者市民社会は全員がただ頑張れ、頑張れと言っているのではないと。主体的な消費者市民という人を育成して、その人たちが周りの消費者、生活者と連帯して行動するのだということがここにクリアに記載されていると思います。

そういった問題整理が参考資料にあります消費者教育推進法の第2条第2項に「『消費者市民社会』とは」というところで定義づけされている。そういう文脈になるのだろうと思います。

その昔、賢い消費者像というのが提起されたときに、これは消費者に自覚を促して、行政の側が後退するのではないかという批判が一時期出たことがあります。そうではないぞということで、もう最初から提起されているというところを確認しておいていただくとよろしいかと思います。

済みません、私の方から長々確認しましたが、第1章に関して更に付加すべき点あるいはわからない点などがありましたら、いかがでしょうか。

どうぞ。

矢野委員 消費者市民社会の記述については、上村委員と同様によかったなと思っており、消費者教育推進法が成立したことで更により具体的な一歩が進められるかなと思っています。

ちょっと細かな点になりますが、2行目の消費生活条例、この消費者の権利の確立がいち早く東京都の場合は明記されたわけですが、消費生活条例の制定日を明記しておいた方がいいのではないかなと思います。

2段目に情勢的なことが3行にわたって「平成20年8月の計画改定後5年が経過し」と書いてあるのですが、2段目の2行目の消費生活をめぐる状況について、少子高齢化の進行と電子商取引等の飛躍的な拡大だけでいいのだろうか。もう少しここは、5年間に消費生活をまさにめぐる状況がどう変化したのか。消費者それぞれにとって生活上のいろいろ変化した部分をもう少し取り込んだ方がいいのではないのでしょうか。

東日本大震災のこともありますし、そのことで放射能の被害による部分の食の安全もありましたけれども、一時期は防災とかそういった面からも食料が一時的に途絶えとか、いろいろな生活物資が途絶えとか、そういった防災面のこともありました。

前回の5か年の間に消費者庁、消費者委員会等、新たな消費者行政が国からスタートしたわけですがけれども、そういったことも踏まえてあとどういうことがあったのかを補足をして、もう少し状況を全体的につかめる中身にしていただきたいと思っています。

以上です。

池本部長 ありがとうございます。

まず、意見を幾つかいただいて、それについてまた事務局からお考えを伺いたいと思いますが、ほかに第1章についてはいかがでしょうか。

間部委員 表現的な問題ですけれども、1ページの「さらに、消費者市民社会の実現に向け」というところのくだりの中で、「単に知識の習得にとどまらず、批判的に行動できる力を育てる消費者教育」とあります。意図としては、何でも受け入れるのではなくて、物事を疑うと言ったら変ですけれども、もっと主体的に自分で考えてという意図だと思うのですが、何か言葉を補わないと、「批判的に行動できる」と「批判的」とそこだけが強調されて、非常にぎすぎすした社会というか、クレーム社会みたいなことを想定できてしまう表現かなという気がします。もうちょっとわかりやすいというか、言葉の補い方があるのではないかなと思います。

池本部長 なるほど。確かに主体的に行動とかという言葉に置き換えても通じるのかもしれない。ちょっとここも表現の仕方の問題でしょうか。

先ほどの参考資料の「国民生活白書」辺りでどういう書きぶりかということからまた少しうまい表現があればということでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

先ほど矢野委員から指摘された状況の評価、この間の推移の評価は、基本理念のここへどこまで書くかと、その次の第2章の基本認識のところでも分野ごとの情勢の動きということ

ころをどこまで書くかという振り分けの問題もあるかと思えます。

例えば多重債務とか闇金融とかという問題が法改正によってある程度沈静化してきているとか、いわゆる典型的な訪問販売、クレジット被害も法改正によって相談が減っているとか、以前の架空請求も一定の対策で減ってきている。それが今度はまた、まさに手を替え品を替え、最近の新しいものに移っているという、そういう情勢分析ですか。表面的にこの5、6年だけ見て相談件数が減っているから安心だ。ではないぞということをごどこかで指摘しておく必要があると思うのですが、それぞれの分野のところでの記述とのバランスの問題もあると思えますので、含めて御検討いただくことになるのかなという気はします。

ここまでで出た件について、受け止めとして事務局ではどうでしょうか。

企画調整課長 先ほど矢野委員がおっしゃられたところは、1の基本理念を若干膨らませるぐらいにして、あとは必要に応じて後ろの方に入れさせていただく形で検討させていただきます。

池本部会長 「批判的に行動できる」という言葉だけが指摘されている。この辺りの書きぶりも含めて。

企画調整課長 「自ら考え」のような感じで少し言いぶりを変えて検討してみます。

池本部会長 あとは、第1章はよろしいでしょうか。

どうぞ。

上村委員 今の矢野委員の御発言にもあったのですけれども、やはり震災などの影響もありますし、持続可能というキーワードを本文の中にできれば入れておいていただきたいと思えますので、御検討ください。よろしくお願いします。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。

越山専門員 細かいことですが、1ページの本文の最後に「都民の消費生活の安定と向上」と書いてあるのですが、この「安定」というのがよくわからない。安全と安心ならまだわかるのですが。消費生活の「向上」はわからないわけではないですが、消費生活の「安定」をリスクコミュニケーションで確保しようというのは、ちょっと引っかかってしまうかなと思いました。

池本部会長 これは何かもともとの文章なり、どこかにあるのですか。

企画調整課長 1行目に書いてあるのですが、条例の中の言葉です。

越山専門員 では、特に結構です。

池本部会長 よろしいですか。

狂乱物価とかそういう時代に条例がいろいろ、そういうところに安定という言葉がキーワードになっている条例が多かったように思うのですが。

企画調整課長 安定という表現を使うのはやめてしまって、消費者が直面するさまざまな解決に取り組んでいく必要があるとか、そういうあっさりした表現に改めましょうか。

池本部会長 いや、むしろそういう視点があって、その条例との結び付きでというので

あれば、例えば第1行目などは条例との文脈からすると、積極的に変えなければいけないということではないのだろうと思いますが。

矢野委員 でも、時代を反映した方が。

池本部会長 そうですね。むしろその問題ですかね。

矢野委員 余り引きずらなくてもいいかなと思いますが。

池本部会長 これはどっちにするかここでえいやと決めることでもないのかもしれませんが、今のところを御検討いただくということによろしいですか。

ほかに第1章はよろしいですか。

特になければ、次の第2章です。全体を通じてまた気付いた点があれば最後のところで戻ることも可能として、第2章、基本認識の部分、3～10ページまでの記述についていかがでしょうか。

この部分は先ほど矢野委員から提起があった、この間の消費者トラブルの情勢の動きでいいますと、例えば3ページの「横行する悪質商法と深刻な消費者被害」というところに従来のクレジットを使った訪問販売という典型的なパターンについて一定の法改正でやや減少してきた反面で、今度は高齢者向けの金融商品まがいのものだとか、また手を替え品を替え出てきている。あるいは若者を狙った悪質商法というように情勢が変わってきているということが少し反映されるといいのかなと。

あるいは5ページの「インターネット利用等に関する消費者被害」というところも、スタートのころ、5、6年前には架空請求型のものが爆発的に増えたのが一定の対策でやや減少傾向にあるけれども、今度はここに記述されているような新しい情勢の中でトラブルはどんどん増えているのだというような、この5、6年の流れを少し反映させておくといいのかなと感じました。

どうぞ。

矢野委員 併せて基本認識の前段部分ですけれども、特商法の改正が成立したのですでしたか。事故調でしたか、特商法でしたか。

池本部会長 消費者安全法。

矢野委員 特商法の改正が国会の審議でどうなるかわからないので。

池本部会長 特商法も成立しました。

矢野委員 そうすると、むしろこれからの5年にいわゆる貴金属の買取等のものは制限されてきますから、そういった最新の国会で成立した法律の動きも入れて、これから5年間そういうことにどう対応しながら取り組んでいくかがむしろ新たな課題になるかなと思いますから、その辺は現状認識のところでも最新の動きとして法改正は入れておいた方がいいのではないかと。事故調まで入るといいことはいいですけどもね。

池本部会長 そうですね。買取商法の問題なども、都のセンターなどからの問題提起もあって議論が広がって、比較的早く法改正の議論に進み、ちょうど今、ついこの前、成立したという経緯がありますから、ちょっとどこかに触れることができればと思います。

どうぞ。

上村委員 皆さんの基本認識になるかどうかわからないのですが、消費者庁ができて、今、消費者庁がいろいろ法制度を立案する機能が上がってきているように思うのです。消費者教育推進法は議員立法でしたけれども、それ以外の法律を消費者庁の方から積極的に提案をする、何かそういう組織的な動きが非常にしやすくなっていて、国の方の動き、法案などを通す動きと非常に連動して、地域あるいは皆さんの活動が動きやすくなるようにしていく必要がある。今までの国の制度とは違う制度が動き出しているように思いますので、それに併せて地域からどのように発信をして、より行動をしていきやすいようにするのか。そういうことが求められている時代だと私などは認識しておりますので、そういう方向でもお考えをいただけるとありがたいかなと思います。

池本部長 ほかにいかがでしょうか。

基本認識は幾つかの分野がありますし、今のような総論的なところもありますが。

越山専門員 4ページの高齢者の話ですけれども、図1と図2は連携しているように見えてしまうのですが、確かに高齢者の相談件数は増えていることはだれも否定しないと思います。けれども、その下の金融商品トラブルの問題は、今後5年間も高齢者を主体とした対象で起き続けると仮定してもいいのかなという気がします。ますます金融商品トラブルは、契約上の問題も含め、高齢者層がターゲットになっていく可能性はありますが、それ以外に被害者ができる可能性を否定するようになっていいのはいかがでしょうかになります。

池本部長 その辺りは、皆さんの御意見はいかがでしょう。これは将来予測のことも含むので、断定ではないですが。

矢野委員 最近、安愚楽牧場の件がありましたね。安愚楽は特に高齢者に限らず幅広く投資をされていたと思うのですが、ああいった状況のものがここ近年のところではかなり大きな被害になっていますから、そういうことを考えれば、1のところのそういった言葉を入れ込んだ方がいいのでは。高齢者と若者で特徴的にはくくってはいますが。

池本部長 どうでしょうか。

確かに図2を見ますと、金融商品トラブルというものの高齢者60代以上が占める割合が、これにないほかの分野の一般的な商品に比べると圧倒的に多いことは間違いはないだろうと思います。特に最近、話題になっている金融商品まがい振り込め詐欺の金融商品版というような、本当に目に余る詐欺商法というそのままのパターンで5年間進むかどうかとなると、それはわかりませんし、むしろそのまま進んでもらっては困ることですが、先ほど指摘されたことも含めて、高齢者の消費者被害という中の1つの典型例としては、金融商品を視野に入れておくことは間違いのない問題でよろしいかと思います。あとは、記述の中で金融商品だけではないさまざまな分野あるいは典型的には金融商品で今は見られるとか、図1と2の関係がわかるような書きぶりがどこかにしてあると誤解を招かないのかもしれない。

越山専門員 せめて特に高齢者が注意しなければいけないという表現だけでもいいのか

も知れないですね。

池本部長 ほかにかがでしょうか。

丸山委員 今のことと少し関係するかもしれないのですが、高齢者の被害、若者の被害というのはわかりやすいと思うのですけれども、一方で、今回出していただいた参考資料の「国民生活白書」にも書かれていたのですが、少数者の高額被害と多数者への小額被害というものが2つあることをどこかに記しておくべきなのではないか。必ずしも高齢者が高額被害で、若者が多数の小額被害と是一对一の関係ではないかもしれませんが、それに近い状況にあるのであれば、それぞれ高齢者のところに、あるいは若者のところにそういった指摘をするとか。

そうでないと、例えば現状認識のところ、5ページの表1ですけれども、若者の相談件数が19～23年にかけて減ってきていて、これは、若者についてのトラブルが減っていることよりも、むしろ小額の被害だから顕在化していないということが背景にあるのではないかと思うので、そういった指摘がどこかにあった方がいいのではないかなという印象を受けました。

池本部長 なるほど。

ほかにかがでしょうか。

上村委員 東京都の消費者問題の特徴がもう少し何か明らかになるといいかなというのは、今の発言を聞いていて思ったのです。東京都は非常に資産をお持ちの国際的な活躍をしていらっしゃる方もいますし、非常に弱者というか、経済的な弱者の方が集まっていられる地域だとか場合もあるのではないかと思います。そういういろいろな層を取り巻く生活が今、金融も含め非常に複雑になって、見えにくくなっている。それをどうこの5年間で解決していったらいいのかという、そういう方向が今の丸山委員の御発言などを聞くと、この中で現状認識として出せると、より具体的な内容に落とし込んでいけるのかなという気がちょっといたしました。

池本部長 東京都の特徴としてどの辺をとらえればよろしいですか。

企画調整課長 世帯構成などから言うと、例えば若者が多い、学生さんとか若者が集まっているとか、高齢者の方で単独で暮らしていらっしゃる方がほかの地域に比べて多いとか、そういうことはあるかもしれないのですけれども、そこから特定の被害が多いかどうかは相談の状況から何か言えますか。他県と比べて金融に関する被害が多いとか。

消費生活総合センター相談課長 新しい金融など、ファンド、新しい商品が出たときに被害がすぐ、流行の先端といいますか、そういったものが東京からまず起こって、地域の方に広がっていく、それが都の特徴として1つはあるのではないかと思います。

池本部長 まさに新手が出て、それが各地に広がるという、事業者の側も最先端でいくから、こっちの情報のキャッチ、対応も全国の最先端でやらなければいけないという意味の東京都の特徴というのですか、それはまさに東京都の役割、位置づけとの関係で触れられていただいた方がいい話かもしれないですね。だからこそ、取引指導部門の取組もほかよ

り一歩進まなければいけないし、情報発信も他の地域より一歩早く、頻繁に出してもらわなければいけないということにつながるのでしょうか。全体的なボリュームをしっかりと確保してもらおうということに。

どの部分に書けばいいのかわからないのですが、今の御指摘は大切なように思います。検討ください。

矢野委員 第1の消費者被害のところで高齢者と若者に焦点を当てようというのが全面に出てしまっているの、改めて全体の相談件数、東京都の相談件数の特徴と、今、言われたようなことをまず前提としてはつかんでおきたいというのがありますので、そういったグラフも必要ではないか。グラフというか、統計値ですね。5ページにあるのは若者ですけども、これが全体の場合はどうなっているのかがまずわかった上で、高齢者と若者に焦点を当てるといふ形。

それと、私ども連絡センターのところで共同して消費者行政調査をやっているのですが、今年もアンケート調査をやっていて、区市町村にお願いしたところで、今年、消費者被害のベスト3を挙げてもらっているのですが、実は、東京都のベスト3とかベスト10まで入る項目と区市町村、自治体によってはそれに入らなくて、まさにその地域ならではのものが入ってくる場合があるのです。アンケートの項目の中に、全部の項目を挙げなかったものから、その中に該当しないものがあるけれどもという相談を受けて、東京都に上がってくるのは、必ずしも区市町村からではなくて、東京都のセンターで受け取るのと、区市町村のセンターで受け取るのと、少し相談状況が違おうと思うので、東京都のセンターで受け取るだけではなくて、東京都内全域の区市町村の状況も踏まえて東京都全体がつかめる相談状況も少し反映していただければと思います。ちょっと調べていただいて、少し先ほどの特徴的なことに反映していただければと思いますが。

池本部会長 その違いはどういう感じで評価に落とし込んだらいいのでしょうか。

矢野委員 その地域ならではのものがあるみたいです。

池本部会長 それは政策的な反映としては、都のセンターでの窓口を整備することとは別に区市町村固有の体制の整備も必要だということにつながる話ですか。

矢野委員 それと被害救済委員会が今年から区市町村の案件も扱えるようになりましたから、そこにつながる部分はあると思うのです。少しデータ整理をしていただいて、特徴的なものが少し記載できるようであればお願いしたいと思います。

池本部会長 具体的にどう反映できるのか、どう拾い出せるのかが見えないのですけれども、ちょっと検討課題というところですか。

今の指摘はどうですか。受け止めとしてどう受け止めることが可能でしょうか。

企画調整課長 こちらでは、当然ながら都センでの相談の受付の状況と区市町村全体の状況は把握しておりますけれども、トレンドとしてそれほど大きく違う感じはしないのかなと受け止めております。例えば高齢者の相談が増えているのは、都でも区市町村のセンターでも同じですし、若者が減っているのも同じという感じですね。区市町村を個別に見て

いないせいかもしれないのですけれども、全体で足してしまうと余り大きくは変わらないのかなと受け止めております。

池本部会長 矢野委員からの指摘は、都センと区市町村センターの合計の特徴で言えばほとんどならされるけれども、区市町村の地域なりによって違いがあるということが何かこの政策に反映できることがあるだろうかという指摘です。ただ、それを都センそのものの対応というか、区市町村の整備に向けて都が働きかけるという話になっていくのか。

企画調整課長 それぞれの地域での相談窓口の機能を強化することで、そういった地域の実情を踏まえた対応ができるといったような感じですか。

池本部会長 まず、特徴としての読み取りが可能かどうかの問題もありますので。

企画調整課長 全体について入れることは勿論できますので。

池本部会長 検討課題というぐらいで受け止めさせてください。

ほかにいかがでしょうか。

先ほどの御指摘の中の全体の相談件数なり、特徴の推移という話について、ちょっと取り出し方に気を付けなければいけないのは、これは全国的にもそうですが、架空請求の問題があった時期から比べると、この5、6年で言うと確実に減っているのですね。そこだけを取り出すと被害が減っていていいじゃないと、多少手を緩めていいじゃないと誤解されますので、仮に全体の数字をとるとすると、10年のスパンでとって、当時から比べると増大傾向にあるのだと。むしろ架空請求の時期が異常事態であって、その件数は減っているけれども、ほかを含めれば増えているという評価のこと。

あと、国民生活センターのP I O - N E Tデータでの分析のときに見付けたのですが、平均契約金額とか相談に係る総額が3割増し、5割増しになっているのです。これは全国データの方です。ですから、件数ベースだけではなくて、その相談にかかる平均契約金額とか総合計額。たしか国センのP I O - N E Tデータで総合計額が3割増し、6,000億とかという数字があったと思います。都内のセンターの数字の契約に係る総合計額でも出せば、何十億だか、何百億だか、どのぐらいの金額かわかりませんが、それを出すことによってそれに必要な対策の予算は微々たるものでしょうというところが出てくるのではないかと思います。ちょっと数字を調べてみていただければ。

ほかに第2章はよろしいでしょうか。

矢野委員 10ページの「食の安全に対する不安」ですが、最初のところに「輸入食品等による食中毒被害」と、これはもう古くなってしまったのですけれども、恐らく中国の餃子問題を取り扱っていらっしゃるのかなと思うのですが、こここのところ国内の0157等の食中毒がかなりありました。だから、これだけを挙げてしまうと、ちょっと情勢的な記述が古くなってしまう面もあるので、「輸入食品等」とは書いてありますけれども、いわゆる食中毒被害というか、そちらを前面に出した方がいいのではないかなと思います。

「輸入食品等による食中毒被害」は具体的に何を言っているのですか。

企画調整課長 確かに冷凍餃子の問題は少し古いかなと思いつつも念頭にはございませ

た。

池本部長 最近の動きが想定できる書きぶりとして何か工夫が可能かどうかというところですか。

越山専門員 初歩的な話ですが、これは東京都のデータなのか、国のデータなのか、ちょっとはっきりわからないのですが。

池本部長 出典が明記されているかという趣旨ですか。基本はいずれも都のデータで。

企画調整課長 都内のセンター全体です。どこかにまとめてわかるように書くような形にします。

池本部長 そうですね。

ほかにいかがでしょうか。

矢野委員 9ページの安全の問題ですけれども、ちょっと文章が抽象的というか、もう少し具体的に書かないと何かピンと来ません。最近、東京都は乳児のおふろで使う浮き輪についていち早く危害通報をしたというか、東京都が今、率先的に取り組んでいる中で結構そういった危険な情報がありますね。最近の問題をいきなり入れなくてもいいのですけれども、もう少し具体的な言葉を入れないと、読んだ限りでぴんと来ません。

件数が増えているのはわかったのですけれども、ここ5年間というか、特にここ2、3年にして、どんな事故が発生しているとか、そこにいち早く東京都が情報発信しているかとつながってはいくと思うのですけれども、そういったことをもう少し、東京都の成果を入れながら書いた方がいいのではないかなと思います。

池本部長 今の御発言の趣旨は、(1)の商品事故もだし、(2)の食の安全も、1、2典型的な例示を添えながら書いていくと読み取りやすい。その例示は、基本計画をやった5年間の中で特徴的なものを例示しておくという意味として受け止めることができるかと思います。

いかがでしょうか。商品事故で何が書けるのか、いろいろなものがあり過ぎて。

企画調整課長 どう書けるか検討させていただきます。

池本部長 網羅的である必要はなくて、読み手の都民がイメージを持つ、こういう分野のことが書いてあるのだなというものがわかる程度のもをお願いします。

越山専門員 ここではリコールのお話がちらっと出ています。数年前に経済産業省の産業構造審議会の中でも指摘されているのですが、消費生活用製品安全法の改正で重大事故の届出義務ができたことでリコールは回避できなくなってきています。けれども、その代わりに、形だけのリコールもあれば、自転車の幼児座席のように大々的にやって、それでも成功していない事例が背景にあります。

その中で問題となってきているのが、リコール中の製品での事故が発生している点です。この問題に対して、経済産業省等も、いろいろな政策を講じるべきとして議論されているのが実情といえます。

その中で、アンダーラインの引いてある部分はとても大事ななと思います。中小企業が

リコールをしたとしても、情報がうまく消費者に伝わらないので、国やN I T Eなどのいろいろな機関も情報提供に努力しています。東京都としては、むしろそれすら情報がよく伝わっていない問題に目を向けるのであれば、リコール中の事故がもし都内でも発生しているのであれば、積極的に、まさにこのリスクコミュニケーションのスタイルで情報を事業者団体または販売店等を通じて公表するような促進みたいなものも考えてもいいのかなと思います。ここの記述に関するコメントではございませんけれども、参考までに発言させていただきました。

池本部会長 なるほど。それは後ろの政策の中で具体的にどう受け止め、記述もそうですし、具体的な施策の中でも知恵出しが必要な課題ですね。ありがとうございます。

矢野委員 今、伺った御意見で、個々の章は現状の基本認識なので、ここ5年間の間に法改正とか新たな対応があったところはきちんと入れ込んだ方がいいのではないのでしょうか。法が改正されて、取組がされたけれども、まだ引き続き課題があるというところでは、是非そこは入れ込んで、現状認識として踏まえておきたいと思います。

池本部会長 確かに消費生活用製品安全法の改正と消費者安全法の制定の中で、原因不明であっても重大な事故があるものについてはいち早く情報提供を公表するという方針というか、法律の定めが変わって、厳密に言えばリコールそのものではないですけども、危害・危険情報の情報提供は増えてきている流れがありますね。そうやって情報がたくさん出てきて埋もれてしまうというか、本当の大事な情報が伝わっていないのではないかと。それが先ほどのようなリコール中の事故発生とかそういう面になっているのだとすると、今の新しい法制度の中での対応を都としては何をするかという課題につながるのでしょうか。

同じことは先ほど上村委員からも指摘された消費者庁、消費者委員会ができて、新しい施策、比較的対応が迅速になりつつあるというところも入れて、これはこの分野というか、その前になるのかもしれませんが、都が政策提言機能を発揮するという、言えば反応が期待できるのだからもっと言おうという、そこへつながるのでしょうか。

矢野委員 3ページの先ほどの前段部分のところで、個々に東京都はそういった現状に対してどう取り組んできたかがここのところは唯一書かれてはいるのですけれども、そうすると、先ほどの消費者事故とか安全法に関する部分は、新たな、今、大野さんが関わっていらっしゃるどころとか、それは5か年の途中から設置されましたね。そういう部署というか、そういったことも大きな取組ですし、国の施策に基づいてそういった役割を担う方が担当されることになったとか、そういったことも大きいことですし、ここ最近では東京都もホームページとかいろいろな形で積極的な発信を始めていますね。それはぎりぎりここ5か年のところでの取組なので、東京都が国の動きに対してやってきたことは少し入れ込んでおいた方がいいのではないですか。

さっきからちょっと具体性に欠くというのは、イメージがなかなかわからないのは、どういふ国の動きがあって、東京都がどう動いてきたかが一定わかるように簡潔に示されてい

ることが大事なかなと思います。

上村委員 今の矢野委員の御指摘はとても重要だと思います。平成20～24年の間に何ができて、どんなに成果を上げてきて、だけれども、できなかったところがあるということで、次の計画になる。今度、25年からの間に何をしようというのが重点課題になっていくという、その流れがちょっと伝わりにくい。そこがもう少し具体的に東京都の場合であれば、これだけ対応してきて、成果を上げてきている。だけれども、新たな社会情勢の中でここを重点的に今度はやるぞという、そこを出していただく根拠がここに書かれてほしいということだと思っております。

池本部会長 今のお2人の発言をそのまま受け止めて言うと、消費者安全法で、自治体が各部署でキャッチした事故情報を、特に重大事故情報について直ちに国に通知するというものがありますね。それはこの3年で言うと、どのぐらいの実績が件数的にあるのでしょうか。

消費者情報総括担当課長 東京都から伝えたのは80件程度ですけれども、安全法では他の法律に基づいて通報すべき事案、例えば食中毒などは厚労省に行きますので、そういった件数は除かれるとか、その辺りを全部足し込まないと全部の案件がどのぐらいかわかりません。

池本部会長 部署それぞれに行っているというのがあるから。

消費者情報総括担当課長 そうです。東京都からは割とすき間的なものが消費者庁に行くので、その事案が大体80件ぐらいで、正式ルートでいくもののがかなりあるということです。

池本部会長 むしろ安全法は、個別法で個別に集約するところから漏れるものを含めて重大事故情報は一元的に集約をするためにつくられた法律ですから、80件というのは大事な数字になるはずですし、それがこの3年間で増えているのか減っているのか。あるいはこの数字をどう評価し、もっと都内のいろいろな関係機関に情報を集約できる体制を都としてつくっていく必要があるのかどうかは今後の施策だろうと思います。

9ページのところで、相談件数はセンターに寄せられた件数だけですが、それ以外の関係機関の情報をきちんと集約する体制づくりも1つの項目を起す課題とまではいかないにしても、ここの中の一側面、後ろの具体的施策を議論するときには必要になってくる課題のような気がします。ここへどこまで書くのか、後ろで書くのかはまだわからないのですが、それも課題として残しておくぐらいにしましょう。

ほかにいかがでしょうか。

恐らく3章、4章の施策の議論をするときに現状と施策をセットで意見が出てくると思いますので、よろしければ第3章に進みます。第3章、11、12ページの重点施策4項目についていかがでしょうか。

どうぞ。

上村委員 この重点施策にした理由は特に書かれていないのですね。政策課題1、2、

3、4、5の中で5年間やってきましたと。その政策課題の施策の方向を今回、取組の方向性という形に変えるわけですね。ここでは大枠は変えないということですね。だけれども、緊急対策として20～24年の間にやった分の中で緊急ではない、今度は腰を据えて東京都の特色としてやっていく重点施策はこれなのだというのがここで4つ選ばれた、そういう流れで4つ選ばれたと認識をしてよろしいのでしょうか。何でこの4つだったのかというのが欲しい気はするのです。前は緊急対策だった。それで5年間やりました。その政策課題のくりとしては余り大幅には変えないでやりますと。だけれども、今回は重点として東京都らしさを出せる施策に取り組みますというのが、言葉で流していくなれば多分そういう流れなのかなと思うのですが、では、何でこれだったのというところが、いま一つ納得がまだ行けていないので、発言をしていいかどうかちょっとわからなかったので、そこを教えていただければと思います。

池本部会長 今のことに関連していかがでしょうか。

たしか前回は議論の中で第4章に各分野の、例えば14ページに政策課題の全体像を5分野書いてあって、実は、この重点施策を14ページで当てはめていくと、悪質業者の取締りは政策課題2の中の(2-1)辺りがここに特出しになっているという理解。消費者教育は(4-2)がここに特出しになっているという理解。情報の収集発信、特に発信の部分は(4-1)ですか。収集まで入っているので、(4-1)よりは少し切り口が違うのかもしれませんが。4番目は、都センの機能という意味では、(1-2)辺りが切り出しであるという、全体像の政策課題とこの4課題の関連性と、この4課題をなぜここに出したかが、第3章の頭なり、あるいは1、2、3、4の記述のどこかなり一言あった方がその重要性の意味づけがわかりやすいのではないかという、前回の御意見と今日の御意見を併せるとそう理解できます。

具体的な記述はまた御検討いただくとして。

上村委員 それを入れていただけるとありがたいなということです。

池本部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私の方から申し上げますと、これも先ほど来、現状認識のところでも出ていましたが、この5年間の取組の成果を踏まえ、次なる重点施策に位置づけるということと言うと、1の悪質業者の取締りで言うと、例えば特商法に基づく指導、処分あるいは景表法の指示だとか、東京都は全国でもトップレベルで頑張っておられる事実があるわけで、そういう頑張ってきた実績がある。しかしなお、悪質商法はますます巧妙化したり、新手が次々出ている。だから、その部分は一層強化するのだという文脈で、取組の実績に触れておいていただいた方がいいかと思います。それがまさになぜこれをここへ取り上げたかという説明付けにもつながると思います。

消費者教育推進は、冒頭でも出ているのですが、消費者教育推進法ができて、地域の中でますます本格的に推進していく状況があるということもここでも一言指摘しておく必要

があるのだと思うます。

ちなみに、参考資料 の中にもありますが、消費者教育推進法にはいろいろな宿題が自治体に課せられています。

参考資料をごらんください。

これはまた具体的な施策を書き込む中の1つの言葉になるのかもしれませんが。3ページ、財政上の措置の第8条の2項で「地方公共団体は、消費者教育の推進のための財政的な措置を講ずるよう努めなければならない」、第9条に基本方針というものがあります。これ自体は政府が基本方針をつくるのですが、第10条で地方公共団体も同じように計画的に進めるということが求められ、「都道府県は、区域における消費者教育の推進の計画を定めるよう努めなければならない」というものがあります。6ページ、第20条で、都道府県及び市町村は、こうこうこういう構成員、機関による消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならないというものとか、たくさん宿題が提起されているのです。

そういう意味では、消費者教育推進をこの重点施策に位置づけたというのは、消費者教育推進法で消費者教育への取組が今、重点課題として提起されているところがあるのだということ指摘しておく具体的な施策が書き込みやすくなるのだと思うます。

ほかに重点施策4課題についてはいかがでしょうか。

どうぞ。

上村委員 今、池本部長が言ってくくださったように、非常に具体的な話が消費者教育推進法の中に出ていて、消費者教育推進計画を努力義務ですけれども、都道府県、市町村でつくってほしい。消費者教育推進協議会、地域の協議会をそれぞれにやってほしいということになっているのですが、どれだけ本当に皆さんが動いてくださるのか。特に温度差がいろいろな地域でありますので、できるだけそれぞれの地域に合った協議会、計画をつくってほしいというのがどうも消費者庁の方としてはあるみたいです。一応、大枠は推進法で作りましと。計画をつくってほしい、協議会をやってほしいというのは、地域に合った、地域から出てくる情報をまとめていくのが消費者庁のはずで、大きいところから枠をつくっていくのは、今回、いろいろな法律を消費者庁の方から提案するというか、成立できるようにしてきているから、今度は具体的な動きを地域の方から上げていく仕組みをこれで提案をしているというのが、消費者庁だとか関係の先生の御意図としてあると思うのです。

先ほどからお話をしているように、東京らしさとか、各区の違いとか、そういうものがうまく中央の方に、地域らしさを残しつつ、私たちはこんな活動をしています、対応していますというのがうまく組み合わせさせて全体の流れができていくといいなというのが先ほどから池本部長が言ってくくださっている消費者基本推進計画、推進計画を各自治体で立ててほしいとか、協議会をやってほしいという意図なので、その辺が多分、重点施策で今、出していらっしゃる部分の2、3、4に組み合わせさせて入っていている感じはするのです。消費者教育というだけでやってほしいというわけではなくて、情報をうまく発信して、

みんなから情報を吸い上げてというか。あと、東京都であるならば、消費生活総合センターが中心的な機能を果たしながら、各区だとか市町村のセンターを、うまく情報をまとめたり、サポートをしたりしてほしいという、そういう機能の部分と両方意図があって、それが東京都の重点施策の中に散りばめられていると思っていますので、そういう視点で内容を精査というか、文章を書き込んでいただくとありがたいと思っていますところでは。

池本部長 具体的な施策例ももし時間があれば知恵出しで議論をしましょうと冒頭でしたのですが、今、おっしゃったことに関連して言うと、東京都として例えば協議会をつくらうとか計画を立てようとかということを経験課題として挙げるという話とは別に、区市町村に対する働きかけをするのも都の政策課題として1項目設けてもいい課題なのかもしれないですね。この辺りは特に。まさに新しい法律でそれを努力義務として求められているところですから。以前に高齢者の見守りネットワークを区市町村で整備するように働きかけるとというのが項目に入っていたと思うのですが、そういうものと同じように、区市町村に動いてもらいたい課題を東京都としてどう推進していくかを検討していくことが非常に重要な課題のように思います。

あと、11、12ページの重点施策ではいかがでしょうか。

越山専門員 この4つの1番目と2番目は非常にタイムリーで重要な課題だと思いますし、4番は今の御指摘に関連する気がするのですが、気になっているのは3番です。

3番は、前回の計画では「『待ち』から『攻め』へ、情報を収集し発信します」という、風にタイトルが変わったのだと思うのですが、前回の資料を見ると非常に面白い資料が掲載されています。消費者トラブルに遭っても報告しなかったり、子供の事故があっても報告しない割合が高いとのデータが、前回の計画の14、15ページに具体的に書いてあって、なるほどこれは非常に重要な話だなと思えます。

前の5年計画では、こういう実態に踏まえて多分、何かしたのだと思いますけれども、今度は更にこれをもっと、「戦略的な収集と発信」と書いてあります。そうであれば、収集というのは、要は埋もれた事故だとか苦情をもっと集めようという対策があるのであれば、その具体的な例が大事なものとなります。

前の年には消費者トラブルがあったけれども、報告しなかったとか、子供の事故があったけれども報告しなかったのであれば、新たに次の5か年計画では、こういう実態を踏まえて何をどうしようかなとかという方策がここに見えてこなければ意味がない。であれば、そんなに表に出てこないのであれば、もっと自分から探しに行くのか、もっと報告しやすい、相談しやすい環境をつくるだとか、何か施策や方針みたいなものがここに示されていないと、前の年とタイトルだけが変わったようにとられますので、余り格好がよくないような気がします。ちょっと気になったもので。

池本部長 今回の御指摘について事務局としてはどうでしょうか。この施策の3の問題意識としてはどの辺を想定しておられますか。

消費者情報総括担当課長 東京都は最近、意識調査をやっていないので、数字はないのですけれども、センターに相談するのはごく一部だというのは、国の調査でもあります。そういうところを踏まえて、ヒヤリ・ハット調査を実施し、まだ危害まで、本当にけがをしたとか、そういったところまでいっていないものについての調査を年4回、テーマを決めてやっています。それはごく一般の都民の方からの情報をいただいて、それに沿った対応をしています。

あと、今、私どもで課題として認識しているのは、いろいろなものを発信はしているのですけれども、それがどのように手元に届いているかなどがまだ把握し切れていないので、その辺りの事態を把握したいと思っています。それはどういうやり方があるかということも併せて検討が必要ですが、発信した情報をどのように受け取られているか、それが何らかの行動にまで結び付いたかなど、そういったことを認識しながら、まず、実態を把握する予定です。実態に基づいた内容が具体的につかまえられたものを順次、5年間のうちに対応をしていこうと思っています。

越山専門員 ありがとうございます。ヒヤリ・ハット情報の収集と書いてありましたね。大変申し訳ありませんでした。非常に具体的な対策がもう計画されているということがわかりました。

池本部会長 こども先ほどからのお話の重点施策としてここへ位置づけたとなると、しかも、前にある緊急対策から続いていますから、こういう現在の問題意識の下で、こういう点に重点として力を注ぐのだというものが文章の中でもう少し出てくるようにしておいた方がいいということですか。

よろしいでしょうか。

同じことは4番のセンターの機能というところでも、例えば「被害救済委員会を活用した」と一言ありますけれども、被害救済委員会の体制の整備をしたりということも情勢としてあるのを今後、具体的な施策で更にどう活用していくものへつながるような頭書きがあった方がいいと思います。

済みません、時間が少し押していますので、第4章に入りたいと思います。

第4章は、冒頭の全体像の方向性と、政策課題1、2、3、4、5とありまして、本当は1項目ずつやればよかったのですが、時間がないので、全体を含めて、どの項目からでも結構ですので、御意見をいただきたいと思います。

お願いします。

丸山委員 真ん中の政策課題3になってしまうのですけれども、政策課題3は7項目あるのが少し多いというか、散漫な印象を受けておりまして、政策課題1や2、消費者被害とか悪質事業者の排除が全体的な計画を通じてのメインテーマだと思うのですが、例えば政策課題(3-3)(3-4)(3-5)、特に5のところには、前回の基本計画を見ると、商店街の振興みたいな話があって、こういったことは消費生活基本計画にそぐうのか。

もしそぐうと考えるのであれば、冒頭の第1章の基本理念のところ、基本理念では、

今のところ書いてあるのは、消費者被害の話とか悪質商法の話がメインですけれども、もうちょっと消費者市民社会と関連づけて、買い物難民の救済が必要であるとか、そういった文言がないと、やや唐突に出てきたような印象がある。もしもそうでなければ、(3-3)~(3-5)までを一くりにする大きな概念で整理する。

そうしないと、(3-1)のところで、東京都は商品テストをかなり積極的にやっていると思うのですが、かなり成果を上げているよい取組がかえって埋もれてしまうような印象を受けました。

池本部会長 いかがでしょうか。今の御発言に関連してでも結構です。

矢野委員 今のところに関連して、20ページの説明で挙げてある文章がまだ古い概念かなと。例えば(3-3)の「有機農産物の流通の促進」がこれからの5年間のところで本当に有機農産物の流通に力を入れていくのか。むしろ産業労働局の方でこれをすごく力を入れているとは私も余りとらえていないのですが。今の時代というか、情勢的に合ったものと、他部局との関係で少し言葉を整理していただきたいと思います。

その意味では、(3-5)の「商店街の振興」も、これまでは本当に生活必需品で、地元の商店街があったと思うのですが、先ほど買い物難民の言葉も出ましたし、今、コンビニが果たす役割も非常に大きくなってきますから、そういった新たな動きの中で買い物難民とか特徴的な言葉を入れ込みながらも少し文章を変えていった方がいいと思います。

整理に関しては、少し整理できればいいかなと思っています。

17ページの「悪質事業者を市場から排除する」は、実は、政策課題5の連携というか、特に国との連携のところにも非常に関連するのですが、例えばここに広域連携の話が余り出ていなくて、今や広域連携は、ほとんどそれをしないと対応できない状況と、引き続き国が法改正をするとか制度設計をしないと対応できない状況が続いていて、先月の消費者委員会の地方消費者行政に関する新しい建議でも引き続きそこは盛り込まれていますから、そこをもう少し具体的に入れ込んだ方がいいかなと。

国への働きかけを政策課題5のところにも全部集中して入れ込んでしまうのか、悪質事業者の市場からの排除のためにやはりそのことは必要なので、重なってもいいから2のところでも少し入れ込んでおいた方がいいのではないかなと思っています。

23ページ、政策課題4に関連してですが、(4-4)での環境問題のところ、今回は持続可能な社会を一緒にしたということですが、そもそも持続可能な消費生活は具体的にどういうことを求めているのかをもう少し明らかにしていった方がいいのではないかと。環境問題というタイトルでいいのか、むしろ持続可能なところに環境問題を入れ込んだ方がいいような気もしていますので、ここの包括の仕方の整理が必要かなと思っています。

最後の25ページ、連携に関して政策課題5になっていますが、(5-5)の国との連携は、国とは連携も必要ですが、やはり働きかけも必要なので、「働きかけ」という言葉も、文章の中には出ていますが、タイトルを「連携」という言葉でくくってしまっている

のか。国に対しては、積極的に地方から発信をして、制度をつくってもらい働きかけが非常に必要なのです。既存のことに関しては連携でいいのですが。

東京都はここのところ、知事本局の方からはさまざまな国への提言がたくさん出されていますね。だから、その姿勢自体は、東京都は引き続き持っているのですが、この消費者行政においてもそういうものは非常に重要だと思いますから、働きかけをテーマ、タイトルで少し入れ込んだ方がいいのではないかなと思います。

以上です。

池本部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

あれもこれも一挙にだと逆に発言しにくいところがあるかもしれませんが。

先ほど政策課題3のところですが、確かに(3-1)(3-2)と(3-3)以下で性格がかなり違うものがあるのではないかという指摘は、意味づけとしては確かにそうだと思いますが、かといって、政策課題をもう1項目起こして6項目に分散するのがいいのかもちょっと悩ましいところですので、仮にくくるのであれば、19ページの上の2行ほど書いてあるここの意味合いを両面、トラブルの発生と防止という面とその選択。的確な選択をとるか、両面を含めた問題意識だということのここへ書き込むこと。先ほども御指摘があったように、冒頭の整理の中でもそういう観点を広げているというところをちょっと書いておかないと唐突にここだけ広がっていると見られるのかなと思います。書きぶりの問題で対応するとすれば、そうなるのかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

特に政策課題1、2、3、4、5に関しては、まとめの文章のことと、「具体的な施策の例」については次回にと申し上げたのですが、参考資料の3及びこの基本計画の冊子にもあるように、具体的施策としてこういうことがこれから5年間で重要ではないかというものがあれば、この際、出していただくということも含めて意見をいただければと思います。もう残り時間が余りないのですが、各項目についても断片的にでも御意見がありましたらお伺いします。

どうぞ。

上村委員 先ほど矢野委員がおっしゃった環境と食のところの、持続可能という形でくるというやり方もあるというお話がありました。そうした方がいいのか、学校の現場などだと、食育、環境教育は消費者教育の中に入るのか入らないのか、その辺がちょっと混乱しているところがあると思うのです。

消費者教育推進法の中では、環境教育、消費者教育推進法の条文の中では、第7条の7に「消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の教育と有機的な連携」というので、入るとまでは言っていないのですけれども、関連として含まれるという言い方をしていますので、この辺を考えていただいて、環境、食育、それだけではなくて、フェアトレード的な考え方も含めて国際理解協力も消費者教育とし

て考えていく視点が今、提示されていますので、くくるとするならば、これは国際的な問題を考えないと、今の消費生活は持続可能にできないという視点はどこかに1行、国際とかフェアトレードとかグローバルとか、何かが入ってくるといいなというのがございますので、そこをお考えいただければと思うところでございます。

金融関係の話で言ったときに、前回もちょっと発言をさせていただいたのですけれども、生活設計が非常にしにくくなっている。いろいろな世代にどうお金を貯めたらいいのか、投資をしたらいいのか、借りたらいいのかと。非常に経済生活をやりやすく、生活設計がしにくくなっている中で、金融トラブルが発生している部分もあるのではないかと思うのです。これもどこに入れてくださいとまで言い難いのですけれども、経済生活設計の困難さ、将来に対する不安であるとか、安心ができない状況が消費生活の根底にあるというのをどこかにうまく入れ込めるといいなと思いながら、具体的な提案ができないですが、お考えをいただけるとありがたいと思っています。

池本部長 ありがとうございます。

ほかに皆様からいかがでしょうか。

私の方から1つ、23ページの(4-3)「消費者の組織的な活動への支援」という項目があって、これは従来からもありますし、今後も引き続き取り組んでいただきたいのですが、特に先ほど議論がありました消費者教育推進法が言うところの主体的に行動する消費者の活動を支援するというのは、まさに消費者団体支援につながっていく話なのだろうと思うのです。特にそれは東京都だけ頑張ってくださいではなくて、区市町村にも頑張ってもらわないといけない課題です。

約40年前に消費生活センターができ始めたころにも消費者団体の育成支援が政策課題になって、当時補助金も国から出ていたこともあって、いろいろな地域に何とか研究会とか暮らしの会とか、消費者団体がつくられていったのですね。その後、予算がだんだん削減されて、新しいものを支援するものがなくなったから、全国的にそうですけれども、創立40周年の団体が比較的多くて、その後、逆に縮小、高齢化している。

その40年来の新たな取組として地域の中で問題意識のある方を集めて、新たにまたこういう消費者団体の活動を、育成を支援するという、そのぐらいの位置づけで(4-3)はとらえておく必要があるのではないかと。現に取り組んでいる消費者団体と行政とが連携、協働するという側面はこれまでであるし、それをもっともっと進めるのですけれども、それだけではなくて、新たに育成するというのを、今のような観点で加えていただければと思っています。

ほかに皆さんからいかがですか。

どうぞ。

上村委員 今、消費者団体の育成というお話があって、それはとても重要だと思うのですが、学校教育の現場の中で非常に今まで消費者教育を頑張っているのだけれども、なかなか根付いたと評価をされない問題点もあるのです。学校の先生方が消費者教育をやらな

ければいけないと言われるけれども、どういう形でやっていったらいいか。事業者の人に来てほしいとか、センターの人に出前講座をしてほしいとか、そういうものはあるけれども、でも、具体的にそこまで手が回らないので根付かなかったという評価の方がどちらかというところがあります。

今回、せっかく新しく基本計画を立てていただくときに、大学も含めてですが、学校教育の現場にどう地域、団体の方、事業者の方と一緒に効果的な消費者教育ができて、子供たちを消費者市民社会の担い手として育てていくか、そこをせっかく東京都という行政の方がなさるときにはお考えをいただいた方がいいかなど。みんな建前としては、学校教育で担い手を、それでいろいろやりましょうというのですが、なかなかそこまで手が回らない。サポートしますよとセンターがいろいろ言われても、学校の先生の負担になるみたいな、そういうジレンマがありますので、それを超えられる仕組みがここで出てくるととてもありがたいなと思います。

池本部長 是非その辺りの具体的な施策のところは、上村先生辺りから、例えばこれはというのを次回にでも。何をどうすればいいのかというところは、新規事業だと思うのです。そういうところを是非次回に皆さんからも知恵出しをしていく議論にしたいと思います。

上村委員 私も実際に小中高の現場をそんなに知っているわけではないので、もしそういう提案をする前にどなたか、どういう形で聞き取りをすることでこういうところに具体的な施策を提案できるか、またお知恵を拝借させていただいて。

池本部長 あるいはこれをこうしますが書けなくても、先ほどの地域協議会なのか、基本計画なのか、地域協議会をつくって現場の意見や教育委員会の意見で現場を知って、それに見合う実現可能な、しかも効果的なものを基本計画に入れて、都としてもやるし、区市町村にもやるしという、言わばそういう行動プランをこの計画に入れておくことになるのかもしれないですね。確かに学校の現場の先生方は、全部の分野がこれもやれあれもやれで、困るのだという話を確かに聞いたこともありますし、悩ましいところですね。

ほかにいかがでしょうか。

矢野委員 先ほどの20ページの「多様な商品選択の実現」で有機農産物のことを言いましたけれども、東京都の方では、今年、都市農業の振興プランが新たにでき上がって、国の方でも都市農業自体に力を入れていくために、今、検討会は中間報告まで出しましたけれども、そういった意味では、有機農産物ではなくて、むしろ都市農業との関係で、江戸東京野菜なのかどうか分かりませんが、改めて振興プランとの関係を入れ込んだ方がいいのではないかと思います。

どこに入っているのか今、探し切れないのですけれども、全国的には、今、消費者行政のところでは職員の教育と申しますか、研修はかなり重点課題になってきているのです。東京都はかなり進んで取り組まれているので、評価されているのですけれども、その辺りを引き続き入れ込んでおかなくていいのか。どこに関係しているのか探し切れないので、教

えていただければと思います。

前回の商品の価格の動向のところ、21ページに「価格の動向を注視し」というのがあるのですが、これはどちらかというと情勢的な部分のところに入るかもしれませんが、3ページのところに入れ込んだ方がいいのかもしれませんが、消費税が増税、あと2年後と3年後上がりますね。それは非常に大きな影響を与える。特に今回、生活必需品への特別対応が今のところありませんから、かなりの消費生活への打撃、暮らしている都民の人たちへの影響は大きいと思います。その動向調査を条例に書かれている消費生活の安定のところはどう関係させるかは大きな課題だと思いますので、その辺を情勢部分、認識のところに入れるとともに、具体的施策では、先ほどの21ページのところに少し関係させて入れておいた方がいいのではないかと。

池本部長 ありがとうございます。

もう予定時間になってきたのですが、恐らく今のように1個1個の課題の中を見ていけばたくさんあると思います。

今後の進め方を事務局からも提起していただきたいのですが、私の方から是非お願いしたいのは、参考資料で現行計画の中の項目、具体的施策例の項目が上がってきています。詳細はこの基本計画の本文に詳しく書いてあるのですが、この項目を見て、先ほど来議論があったように、今の情勢、これから5年間だと、ここには書いていないけれども、こういう項目を新たに具体的施策として追加する必要があるのではないかと、各政策課題の分野別にイメージしていただいて、もしあればそれを。勿論最終的には次回議論していくのですが、それまでにも知恵出しとしてそういったものがあれば、是非意見を寄せていただくということ、この具体的施策は本当に知恵出しを多角的にやれるかどうかに関わってくるのだらうと思います。そのことをちょっと希望として申し上げておきます。

その辺りの今後の手順を含めて事務局から今後どう進めていかれるのか、次回に向けた作業というところをお願いできますか。

企画調整課長 取り急ぎ、次回の日程について最初に御連絡させていただきます。

次回、第3回の部会でございますが、先日、開催通知を送らせていただきましたとおり、9月5日水曜日の午後3時半から5時半まで2時間程度の開催予定でございます、場所は都庁第一本庁舎、こちらと反対側の棟になります、33階南側の特別会議室S1でございます。

今回は、本日の部会でいただきました御意見と、あとはこれまでの御意見で積み残しになっているものを反映させた修正案を御提示させていただくということで考えておりますけれども、本日の御議論も踏まえまして、今、内部の方で来年度以降、これまでの現状と課題などを踏まえてどういった新しい事業なり、今やっているものの改定と申しますか、見直しなりで、今の挙げていただいている現状、またそういった新しい課題などに対応していけるかを検討しているところでございます。すべて網羅的に挙げるとすごい数になっ

てしまいますので、主なものをこちらの方に記載させていただいて、それをまた事前にお送りさせていただきまして、それについて御意見をいただきたいと考えております。

池本部会長 今回の点の確認ですが、そうすると、次回に提示していただくものは「具体的な施策例」が。

企画調整課長 まだあまり細かくは書き込めないかと思うのですが、考え方というか、大まかな、例えばここに書いてあるレベルぐらいのものは書かせていただいて、大体2つ、3つぐらいずつになるかと思うのですけれども、それをお示しして、それで御議論いただいてまた修正いたします。それで次の総会に部会の方から御報告いただくという流れで考えております。

池本部会長 とりわけ、新たに取り組むべき課題というところは意識的に触れていただき、それも見て我々の側からもその辺りを中心に意見を述べていくということですか。

よろしいでしょうか。

今のようなことで、次回に集まる前にも少しお目通しをいただければと思います。

ほかに特になければ、以上で終了とさせていただきます。第2回の部会を以上で閉会といたします。

どうも御協力ありがとうございました。

午前11時53分閉会